

公益財団法人日本台湾交流協会と台湾日本関係協会との間の
鉄道分野における交流と協力の強化に関する了解覚書

公益財団法人日本台湾交流協会と台湾日本関係協会（以下併せて「双方」という。）は、1972年12月26日に作成した「財団法人交流協会と亜東関係協会との間の在外事務所相互設置に関する取決め」第3項に関連し、次の事項を共に実施し、また、これらにつき必要な関係当局の同意が得られるよう、相互に協力することにつき共通認識に達した。

1. 双方は、鉄道システムを共有する日台間において、システムとしての安全性・信頼性の向上や海外展開の可能性を追求するため、鉄道全般における協力関係を強化するよう努力することとし、公益財団法人日本台湾交流協会は国土交通省、台湾日本関係協会は交通部の関係担当部局に対し、それぞれの協力を要請する。
2. 双方は、年一回程度の実務者による定期会合を相互に開催し、必要に応じて民間鉄道産業の関係者の出席を求めるとともに、交流の頻度を増やすことができる。
3. 定期会合は、双方が相互に関心を有する事項を議題とすることを基本とし、その議題には、鉄道の技術、運行や安全・防災体制、鉄道産業に関すること等が含まれる。
4. この了解覚書は、2013年11月5日に台北において署名された「公益財団法人交流協会と亜東関係協会との間の鉄道分野における交流と協力の強化に関する了解覚書」に代わるものとして署名される。

この了解覚書は、双方の署名の日に効力を生じ、双方の協議に基づいて修正することができる。いずれの一方の側も、90日前に他方の側に対して書面による通告を行うことにより、この了解覚書を終了させることができる。この了解覚書は、ひとしく正文である日本語及び中国語により各二部作成され、2023年12月13日、台北において署名された。

公益財団法人日本台湾交流協会会長

台湾日本関係協会会長

附属文書

1. 実務者による定期会合についての出席者は、双方の同意に基づいて決定される。
2. 定期会合においては、以下の議題を取り扱うこととする。
 - (1) 鉄道事業監督制度、事故調査制度等制度面の意見交換
 - (2) 在来線を含む鉄道の運行や安全・防災体制等の意見交換
 - (3) その他、各種技術面での意見交換
 - (4) 日台鉄道の海外展開についての意見交換以上のほか、双方の同意に基づいて議題を加えることができるものとする。